

静岡県告示第596号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年10月10日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月10日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊東川奈八幡野線	伊東市川奈字ウバコ 1250 番の7から 伊東市川奈字ウバコ 1250 番の5まで	令和5年10月10日